

とちぎ広域消防事務組合危険物規制事務等に係る事務処理規程

〔平成28年4月1日
消防告示第5号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第3章及びとちぎ広域消防事務組合火災予防条例（平成28年条例第8号。以下「条例」という。）第100条の規定による危険物規制事務等に係る審査基準及び標準的な処理期間その他必要な事項を定めるものとする。

(申請書等提出場所)

第2条 危険物規制事務等に係る申請書等の提出場所は、次の各号に掲げる種別に応じ、それぞれ当該各号に定める場所とする。

- (1) 仮貯蔵・仮取扱の承認申請（法第10条第1項） 管轄消防署（帯広市内の申請は、とちぎ広域消防局予防課（以下「局予防課」という。）とする。）
- (2) 設置許可申請（法第11条第1項） 局予防課（帯広市外の移動タンク貯蔵所（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）第2条第6号に定める移動タンク貯蔵所をいう。）に係る申請は、管轄消防署とする。）
- (3) 変更許可申請（法第11条第1項） 局予防課（帯広市外の移動タンク貯蔵所に係る申請は、管轄消防署とする。）
- (4) 仮使用承認申請（法第11条第5項） 局予防課又は管轄消防署
- (5) 完成検査前検査申請（法第11条の2第1項） 局予防課又は管轄消防署
- (6) 完成検査申請（法第11条第5項） 管轄消防署（帯広市内の申請は、局予防課とする。）
- (7) 予防規程認可申請（法第14条の2第1項） 管轄消防署（帯広市内の申請は、局予防課とする。）
- (8) 保安検査申請（法第14条の3） 局予防課
- (9) 完成検査済証再交付申請（危政令第8条第4項） 管轄消防署（帯広市内の申請は、局予防課とする。）
- (10) 許可書（タンク検査済証）再交付申請（とちぎ広域消防事務組合危険物の規制に関する規則（平成28年規則第21号。以下「危則」という。）第9条第1項及び第10条） 許可書又はタンク検査済証の交付署所
- (11) タンク水張・水圧検査申請（条例第100条） 管轄消防署（帯広市内の申請は、局予防課とする。）

(審査基準)

第3条 組合長又は署長は、申請者からの申請に対して、法令の定めによるほか、別に定める基準により審査するものとする。

(標準処理期間)

第4条 危険物規制事務等に係る申請に対する審査及び検査の標準的な処理期間（申請が到達してから処理するまでの期間で、その期間にはとちぎ広域消防事務組合運営に関する

る条例（平成27年条例第1号）第8条第1項により準用する帯広市の休日を定める条例（平成3年帯広市条例第24号）に定める組合の休日を含まない。）は、次の各号に掲げる種別に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 仮貯蔵・仮取扱の承認申請（法第10条第1項） 申請の日から5日
- (2) 設置許可申請（法第11条第1項） 申請の日から14日
- (3) 変更許可申請（法第11条第1項） 申請の日から14日
- (4) 仮使用承認申請（法第11条第5項） 変更許可申請処理期間と同じ。
- (5) 完成検査前検査申請（法第11条の2第1項） 申請の日から7日（液体危険物タンクの水張試験又は水圧試験以外の事項が該当する検査にあつては20日）
- (6) 完成検査申請（法第11条第5項） 申請の日から14日
- (7) 予防規程認可申請（法第14条の2第1項） 申請の日から14日
- (8) 保安検査申請（法第14条の3） 申請の日から21日
- (9) 完成検査済証再交付申請（危政令第8条第4項） 申請の日から5日
- (10) 許可書（タンク検査済証）再交付申請（危則第9条第1項及び第10条） 申請の日から5日
- (11) タンク水張・水圧検査申請（条例第100条） 申請の日から7日
（申請に対する処分の決定及び通知）

第5条 組合長又は署長は、申請に対する処分については法令の定めにより申請者に通知するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日の前日までに、なされた届出、申請その他の行為については、この規程の相当規定に基づきなしたものとみなして処理するものとする。